

## 神奈川県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金 Q&A

### 【事業全体】

| No | 質問                                              | 回答                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 申請額が、県の予算額に達した場合はどのような対応となるのか。                  | 申請額が予算の上限に達することが見込まれた段階で、申請の受付を終了します。                                                                         |
| 2  | 補助の対象となる期間はいつからいつまでか。                           | 令和8年度の補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までです。補助対象期間内に事業に着手し、完了したものが補助の対象となります。ただし、交付決定前に全ての事業が完了している場合は補助の対象とはなりません。 |
| 3  | 交付申請から交付決定まではどのくらいかかるか。                         | 申請受付から交付決定までは1か月程度を見込んでいます。                                                                                   |
| 4  | 補助基準額は、1法人あたり・1事業所あたりのどちらか。                     | 1事業所あたりの補助基準額です。                                                                                              |
| 5  | 複数メニューを実施することは可能か。その場合の補助基準額の考え方はどのようになるか。      | 複数メニューを実施することは可能です。ただし、その場合もメニューごとに、それぞれの補助基準額が適用されることになります。                                                  |
| 6  | 法人本部が一括して補助対象の取組をしているが、事業所ごとの経費をどのように計上したらよいのか。 | 経費を按分する等の対応をお願いします。<br>〈例〉<br>3事業所の取組を法人が一括して実施している場合<br>30万円(補助対象の取組費用)÷3(事業所数)=10万円(補助対象経費)                 |

### 【中山間地域等における採用活動の支援】

| No | 質問                                                                             | 回答                                                       |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1  | 都市部等で実施される合同説明会等に出展する場合の出展料等、参加する全ての事業所に一律にかかる経費についても対象となるか。                   | 中山間地域等に事業所が所在することによる地理的条件等を理由とした「かかり増し経費」ではないため、補助対象外です。 |
| 2  | 介護支援専門員のインターンの受入れを実施するにあたり、公共交通機関の運行時間の関係で、やむを得ず参加者の宿泊が必要となる。この場合の経費は補助対象となるか。 | 補助対象です。宿泊が必要となることが確認できる資料をご提出ください。                       |

### 【事業所内のタスクシフト支援】

| No | 質問                                  | 回答                                                              |
|----|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | タスクシフトを促進するために採用した事務職員の賃金は補助対象となるか。 | 本事業は、採用活動や研修にかかる経費が対象となるため、タスクシフトを促進するために採用した事務職員の賃金自体は補助対象外です。 |

### 【介護支援専門員同行訪問支援】

| No | 質問                  | 回答                                                                           |
|----|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 経費はどのように算出すればよいのか。  | 同行訪問に要した時間に応じて、補助基準額を実支出額として算出してください。                                        |
| 2  | 同行訪問に要した時間とは、何を指すか。 | 安全確保のために同行した時間のうち、利用者宅で対応した時間を指します。実績報告の際は、「別紙様式3」に、対応した開始時間及び終了時間を記載してください。 |

【介護支援専門員安全確保対策支援】

| No | 質問                                | 回答                                                       |
|----|-----------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1  | 事業所の固定電話に録音装置を設置する場合の費用は補助対象となるか。 | 利用者宅を訪問する際に使用する防犯用品を補助対象としています。事業所でのみ使用する物品は補助対象外です。     |
| 2  | ウェアラブルカメラ等の録画機器は補助対象となるか。         | 補助対象です。ただし、録画機器としてのみ用いる場合であっても、スマートフォン等の汎用性のある物は補助対象外です。 |
| 3  | 防刃チョッキを同行する職員の分も購入したい。補助対象となるか。   | 補助対象です。                                                  |

【経営改善の支援】

| No | 質問                                  | 回答                 |
|----|-------------------------------------|--------------------|
| 1  | 毎月発生するコンサル料についても補助対象となるか。           | 補助対象期間中であれば補助対象です。 |
| 2  | 労務管理改善のため社労士等と顧問契約した場合の費用は補助対象となるか。 | 補助対象です。            |

【利用者確保等のための広報活動に関する支援】

| No | 質問                                                              | 回答                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 事務職員の人材確保に係る取組は補助対象となるか。                                        | 利用者や介護支援専門員等の職員確保のために行う広報活動であれば、事務職員による取組も補助対象となります。                               |
| 2  | 動画作成は補助対象となるか。                                                  | 利用者や介護支援専門員等の職員確保のために行う広報活動用の動画作成であれば、補助対象となります。                                   |
| 3  | ホームページ作成は補助対象となるか。                                              | 利用者や介護支援専門員等の職員確保のために行う広報活動としてのホームページ作成であれば、補助対象となります。                             |
| 4  | 介護支援専門員を採用するため、既にある法人のホームページを改修した。補助の対象となるか。                    | 利用者や介護支援専門員等の職員確保のために改修を行った場合には、補助の対象となります。                                        |
| 5  | 求人広告は補助対象となるか。                                                  | 補助対象です。                                                                            |
| 6  | 補助対象期間内に、求人広告の掲載を依頼し掲載料を支払ったが、広告が掲載されるのは、令和9年2月の予定である。補助対象となるか。 | 補助対象外です。広告掲載は補助対象期間内に行われる必要があります。（ホームページや動画の場合も同様。）実績報告にあたっては、掲載された広告の写し等の添付が必要です。 |
| 7  | イベントへの出展に係る経費は補助対象となるか。                                         | 利用者や介護支援専門員等の職員確保のために行う広報活動のイベントであれば、補助対象となります。                                    |